



## 加入申込み方法及び共済期間

所定の申込書に記入のうえ、会費を添えて居住地の市役所・町村役場等に申し込んで下さい。  
団体で加入する方法もありますので、市役所・町村役場でご相談下さい。  
当該年度の加入受付はその年の2月1日から始めますが、共済期間の開始は、4月1日から翌年の3月31日までです。



## 対象となる交通事故

- ①共済期間中に日本国内の道路上を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触、衝突、転落、転覆などの事故による人の死傷。
- ②共済期間中に踏切道における電車等との接触、衝突の事故による死傷の場合。



## 交通事故にあったら

交通事故にあったとき（自損事故も含む）は、すでに警察署に届け出て、後日自動車安全運転センター所長発行の交通事故証明書を交付してもらるようにして下さい。（センター所長発行の事故証明書がないと見舞金が制限されます）

但し、次の様な事故等の場合は、共済見舞金は給付できません。

### ●共済見舞金の全部

- (1)会員若しくは見舞金受取人の故意による事故。
- (2)会員が無免許、酒気帯び運転中生じた事故、又はその事実を承知で同乗していた事故。
- (3)地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故。

### ●共済見舞金の全部又は一部

- (1)正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき。
- (2)会員又は見舞金受取人の重大な過失による事故。
- (3)その他法令に違反し組合長が不適当と認める事故。

加入については、二重加入はできません。

### 見舞金の請求手続

次の書類と印鑑をもって加入時の市役所・町村役場窓口で請求して下さい。

①**会員証** ②**運転免許証**（免許の必要な車両を運転中の事故のとき） ③**交通事故証明書**（自動車安全運転センター所長発行のもの）／この事故証明書のない事故は、指定の証明書類により9等級（3万円）までの制限支給となります。 ④**診断書**／医師の診断書、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術証明書が必要です。見込み診断書は使用できません。（同日に2カ所以上の治療機関に通院しているときは、1日として計算されます。） ⑤**委任状**／請求人（未成年者の場合親権者）以外の方が請求する際は委任状が必要です。

### 見舞金の請求期間

事故の発生した日の翌日から**1年以内**です。  
また、**身障見舞金**の請求期間は事故の発生した日の翌日から**2年以内**です。

### 身障見舞金

会員期間中の交通事故による傷害が原因で、その後1級又は2級の**身体障害者**となった時は、共済見舞金とは別に、身障見舞金として50万円が支払われますが、この制度については、**共済見舞金の給付を受けた会員のみ対象**となります。

加入されましたら「会員証のウラ」と、この用紙をよく読んでおきましょう。

実施機関

全市町村で構成する

茨城県市町村総合事務組合 水戸市笠原町978番26 TEL 029-301-1241

## 県民交通災害共済加入申込書

●世帯主氏名		
●住所		
申込者氏名/生年月日		会費
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
明・大・昭・平 年 月 日生		円
一 般	中学生以下	合 計
人	人	人
合計金額		円